

佐賀大学医学部試験監督者マニュアル

(平成18年6月14日医学部教育委員会決定)

佐賀大学医学部における試験の実施に際して、試験監督者は以下により不正行為の防止に努めて下さい。

(「・・・」は指示発言例)

1. 試験開始時には、佐賀大学医学部試験の実施等に関する取扱要項第12(不正行為の取扱)を学生に周知して下さい。

「ただいまから ○ ○ ○ の試験を開始しますが、不正行為があった場合には今年度の全ての試験が無効となります。」

2. 試験問題の配付前に、教科書・ノート等をバッグなどにしまうよう指示し、確認のうえ試験問題を配付して下さい。

「試験問題を配付しますので、教科書やノートはバッグにしまって、机の下に置いて下さい。」

「携帯電話は電源を切ってバッグにしまって下さい。」

「机の上には学生証・筆記具・消しゴム以外のものを置かないよう、片づけて下さい。筆箱も片づけて下さい」

3. 試験中は、試験場の前後に別れて監督し、適宜巡回して下さい。
4. 不正行為の疑義がある場合は、その事実を可能な限り複数の監督者で確認して下さい。
5. 確認の結果、物的証拠がある場合は、証拠となる物件を取り上げ、試験を継続し、試験終了後、当該学生に対して事実確認と事情聴取を行って下さい。
 - ・また、物的証拠がない場合は、適宜注意を与え、不正行為を阻止して下さい。
 - ・試験監督者は不正行為が確認された場合には、試験終了後速やかに、証拠となる物件及び答案を学生サービス課に提出し、不正行為の態様等を文書により医学部長へ報告して下さい。
6. 試験終了後は、誤っての答案用紙の持ち帰りなどを防止するために、受験者数と答案枚数が一致していることを確認した上で、学生を退室させて下さい。なお、中途退室を認めている場合は、学籍番号・氏名を確認し答案を確実に回収した上で、退室を許可して下さい。

(参考)

佐賀大学医学部医学部試験の実施等に関する取扱要項第 1 2 (不正行為の取扱)

- 第 1 2 各授業科目の試験において、不正行為があった場合は、次により措置する
- (1) 試験において、不正行為と認められる行為があったときは、当該学生のその年度において受講するすべての授業科目の履修（受講）及び試験を無効とし、原級に留め置く。ただし、前年度以前に履修（受講）した授業科目については、試験のみを無効とすることがある。
 - (2) 不正行為の内容によっては、佐賀大学学則第 39 条の規定により処分することがある。
 - (3) 本項の適用に疑義があるときは、教育委員会において審議する。

佐賀大学学則第 39 条 (懲戒)

- 第 3 9 条 本学の学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。
- 2 前項の懲戒の種類は次のとおりとする。
- (1) 退学
 - (2) 停学
 - (3) 訓告